

令和6年4月から

保育所・認定こども園・小規模保育事業を利用する

第2子以降の保育料を 無償化します！



✓ 世帯の所得制限なし

✓ 別居のきょうだい※1や小中高校生のきょうだいも
含めてカウントしてOK！

※1…保護者に扶養されている大学生等に限る

《手続き等》

・減免対象とするためには、別紙「保育料（利用者負担額）第二子減免申請書」の提出が
必要です。減免希望の方は、希望月の前月25日まで（土日祝日にあたった場合はその前
の開庁日）にご提出ください。

・提出期限に間に合わない場合は、下記連絡先まで必ずご連絡ください。なお、提出期限
を過ぎた場合、減免開始時期が遅れる可能性がございますので予めご了承ください。

詳しくは裏面の
フローチャートをチェック！

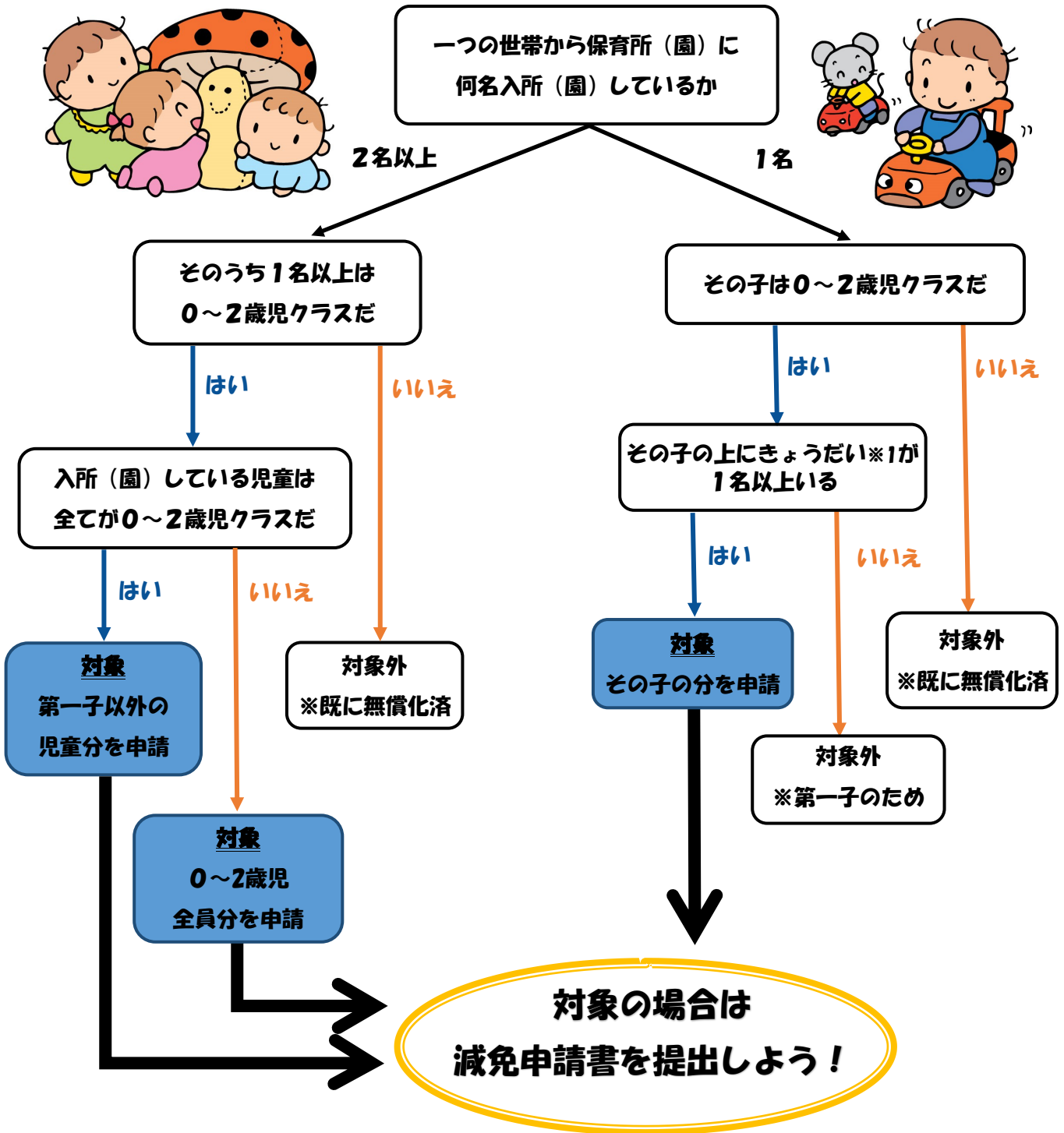
問い合わせ先：

宮城県岩沼市桜一丁目6番20号
岩沼市役所

健康福祉部 子ども福祉課 保育支援係
電話 0223-23-0826

第2子無償化フローチャート

うちの子の場合は...?
チェックしてみよう!



※1…きょうだいとしてカウントされる対象は以下のとおり

1. 小学生から高校生までの兄弟
2. 大学生（専門学校生、浪人生）で、保護者に扶養されている子ども
3. 保護者または配偶者の直系卑属で、保護者に扶養されている子ども